

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：沼田市水道事業会計

事業名	末端給水事業（上水道事業）		
事業開始年月日	大正14年2月20日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名※	群馬県沼田市	職員数※（H19. 4. 1現在）	15
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	50（H18）	公営企業債現在高（百万円）	660
累積欠損金（百万円）	0	利益剰余金又は積立金（百万円）	349
不良債務（百万円）	0	財政力指数※	0.524
資金不足比率（%）	0	実質公債費比率※（%）	20.0（H19）
		経常収支比率※（%）	104.7（H18）

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
<p>[合併期日：平成17年2月13日 合併前市町村：沼田市・白沢村・利根村] 白沢村・利根村は、簡易水道のみのため上水道事業においては、合併による変更はなし</p>

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	沼田市水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～23年度
計画策定責任者	沼田市長 星野已喜雄
既存計画との関係	集中改革プラン(平成17年度～21年度)・公営企業経営健全化計画(平成19年度～28年度)
公表の方法等	広報・市HP・市議会常任委員会
基本方針	<p>将来の水需要予測を踏まえた上で必要な水源確保を図り、歴史的経過や地域特性などを考慮しつつ、経営の効率化による安定した水道事業体を築く。</p> <p>また、安全な水の供給を図るため浄水施設の維持修繕、施設改修及び送配水施設の整備について適切な、財政推計のもと計画的な実施を行う。</p>

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額			245	245
	補償金免除額			36	36
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額			82	82

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業			245,035	245,035
合 計 (A)				245,035	245,035
一 般 再 掲 ※ 上 記 の う ち の 一 部 再 掲					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)				245,035	245,035

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 再 掲 ※ 上 記 の う ち の 一 部 再 掲					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業			81,158	81,158
合 計 (A)				81,158	81,158
一 般 再 掲 ※ 上 記 の う ち の 一 部 再 掲					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)				81,158	81,158

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>本市の上水道は、大正14年に給水を開始し、順次拡張工事を行い現在に至っている。給水区域は、台地上の人口密集地を中心としているため比較的効率がよく、平成17年度の決算状況調査における類似団体の全国平均を比較しても総収支比率・経常収支比率で約4%、営業収支比率で約2%上回っており、有収率も県内12市で中位の水準にある。</p> <p>施設面では老朽化が進行しているため、維持修繕・施設改修・老朽管の布設替えを計画的に行っていく必要がある。また、住宅地化、商業工業地化等の進行に対応するため、送配水施設を計画的に整備する必要がある。</p>
経営課題	<p>課題 ① 管理費等サービス供給コストの節減合理化</p> <p>平成19年度から検針業務の外部委託を開始したが、今後も管理費等サービス供給コストの節減・合理化のため窓口業務、滞納整理業務、開閉栓業務、集金業務、また浄水場等の運転管理業務の民間委託を図っていく必要がある。</p>
	<p>課題 ② 給与水準・定員管理の適正合理化</p> <p>平成11年度18名であった職員を平成18年度までに3名削減し、これ以上の削減は難しいが、経営改善のため更なる人員削減が必要である。</p>
	<p>課題 ③ 維持管理費</p> <p>入札、一括購入等を推進するとともに類似団体の材料等の購入単価状況を比較し経費の削減に努める。</p>
	<p>課題 ④ 民間的経営手法等の導入</p> <p>民間的経営手法等の導入を行う必要はあるが、現在の水道事業規模、老朽化が進行している施設では難しい状況にある。</p>
	<p>課題 ⑤ 使用者の利便性の向上</p> <p>平成14年度から水道料金のコンビニ納付制度を導入したが、今後も使用者の利便性を高め、未収金の解消に努める。</p>
留意事項	<p>経営健全化に向けた課題は多く、施設設備の老朽化が進行していることから、財政状況を踏まえて、収支バランスを保ちながら維持修繕・施設改修・老朽管の布設替えを計画的に行っていく必要がある。</p>

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率 (%) (再掲)											
料金回収率※ (%)	101.7	103.3	103.5	106.7	103.4	103.7	111.5	113.0	116.9	117.8	
総収支比率(法適用) (%)	109.1	111.6	108.3	112.2	108.1	111.0	119.0	120.0	123.2	124.0	
経常収支比率(法適用) (%)	109.2	111.7	108.9	112.4	108.5	112.0	119.0	120.0	121.0	124.0	
営業収支比率(法適用) (%)	134.3	135.4	128.3	129.1	119.8	120.0	120.0	122.0	122.0	126.0	
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)											
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用) (%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分 (%)	0.8	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	
	うち基準内繰入金 (%)	0.8	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	
	うち基準外繰入金 (%)										
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)										
	うち赤字補てん的なもの (%)										
	資本的収入分 (%)	13.8	16.1	23.1	1.7	2.1	1.9	2.0	3.1	4.1	3.4
	うち基準内繰入金 (%)	1.7	3.2	7.7	1.7	1.1	0.8	1.0	1.1	2.0	1.1
	うち基準外繰入金 (%)	12.1	12.9	15.4		1.0	1.1	1.0	2.0	2.1	2.3
うち赤字補てん的なもの (%)											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	直近の料金改定は平成5年度であり、平成18年度では、給水原価118円、供給単価121円(税抜き)となっている。料金回収率は、類似団体の全国平均を上回っており、当面料金引き上げの状況にはないが、昭和58年度に完了した拡張事業から24年を経過し、電気計装類をはじめとしてそれ以前の管渠等も老朽化が進行しているため、施設更新事業の増加に伴い料金改定も必要に応じ検討していく。
2 他会計繰入金の見込み	現在、一般会計から水道事業に対して出資金として繰入れているが、これは下水道工事の施工に伴い支障となる水道管の布設替えに伴う補償金的な経費であり、財政補填ではない。水道事業については、経営状況も順調に推移しており、今後、企業債の償還、利子の軽減により、将来的にも他会計からの支援を受けることは皆無である。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	大規模投資はないが、昭和58年度に完了した拡張事業から24年を経過し、電気計装類をはじめとしてそれ以前の管渠等も老朽化が進行しているため、今後計画的に改修を行っていく。資産売却等の予定はなし。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	企業債の償還については、元金償還が平成19年度がピークで、今後減少に向かい、利子償還についても年々減少している。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	<p>Ⅱ 財務状況の分析の経営課題②給与水準・定員管理の適正合理化について、集中改革プランでは、平成17年度から平成21年度までに一般会計と公営企業全体で25名(▲4.6%)の削減を目標としている。水道事業においては、平成14年度17名であった職員を平成18年度までに2名減員し、約1,800万円の人件費の削減を行った。これ以上の削減は難しいが、平成20年度以降の組織機構改革により3名の減員を行い、平成23年度までに合計約5,000万円の改善額を見込む人件費削減を図る。</p>
○ 給与のあり方	
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	<p>Ⅱ 財務状況の分析の経営課題②給与水準・定員管理の適正合理化 平成18年度から国の行政職俸給表(一)を導入し、枠外昇給を廃止するなど、国同様の給与構造改革を推進している。地域手当については、国の対象地域とはなっていないため支給していない。特殊勤務手当については、平成19年度より13業務から9業務に削減したが、「有害鳥獣捕獲等作業手当」「清掃等作業手当」「下水道施設作業手当」については、国に準拠していない。「有害鳥獣捕獲等作業手当」は、地域の特殊性により必要であるため見直す予定はない。他の2手当については、業務委託の進行状況により見直しを行う予定である。</p>
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	<p>Ⅱ 財務状況の分析の経営課題②給与水準・定員管理の適正合理化 技能労務職の給与水準については、国の行政職俸給表(一)で運用していることもあり、現在のところ国よりも高い水準にある。今後は、国の行政職俸給表(二)相当への見直しを実施していく予定であり、平成19年度中に見直しの取組方針を策定する予定である。現行の給与水準との調整など困難な点もあるが、平成19年1月1日から昇格基準を見直すことにより中・高年層の水準を抑制するなど段階的な調整を行っている。また、民間と比較した平成19年度の給与情報の公表については、平成20年3月末を予定している。</p>
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	<p>Ⅱ 財務状況の分析の経営課題②給与水準・定員管理の適正合理化 普通退職、勲奨退職とも退職者特別昇給制度は平成18年4月1日に廃止している。なお、支給制度については、退職手当組合に加入しており、国の制度に準拠している。</p>
◇ 福利厚生事業のあり方	<p>Ⅱ 財務状況の分析の経営課題②給与水準・定員管理の適正合理化 職員互助組織への公費助成については、検討を重ねてきた経過があり、現在は職員互助組織が行う人間ドック費用への助成に限定して行っている。</p>
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	<p>Ⅱ 財務状況の分析の経営課題③の維持管理費の縮減については、仮設給水管のリース化、二次製品の直接購入等を行いコストの削減を図り、水道メーターをはじめ購入単価について県内各市との比較を行い経費の削減に努めている。また、小規模ではあるが自然流下を利用した水力発電を行っており、これにより浄水施設の電力使用量の約6割程度の経費縮減が図られている。</p>
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	<p>Ⅱ 財務状況の分析の経営課題①管理費等サービス供給コストの節減合理化について、平成20年度以降の組織機構改革に合わせて、管理費等サービス供給コストの節減のため窓口業務、滞納整理業務、開閉栓業務、集金業務、浄水場等の運転管理業務の民間委託を検討し、合理化に努める。経営課題④民間的経営手法等の導入については、本市水道事業の規模からして、また施設の老朽化の状況からみて指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用は、難しい状況であるが、維持修繕・施設改修・老朽管の布設替えを計画的に行っていく将来的には指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用に備える。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 <input type="checkbox"/> 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	直近の料金改定は平成5年度であり、平成18年度では、給水原価118円、供給単価121円(税抜き)となっている。料金回収率は、類似団体の全国平均を上回っており、当面料金引き上げの状況にはないが、昭和58年度に完了した拡張事業から24年を経過し、電気計装類をはじめとしてそれ以前の管渠等も老朽化が進行しているため、施設更新事業の増加に伴い料金改定も必要に応じ検討していく。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 <input type="checkbox"/> 経営健全化や財務状況に関する情報公開 <input type="checkbox"/> 行政評価の導入	広報・市HP等による情報の公開にて周知を行なう。 平成15年度に市として事務事業評価システムを導入し、事務事業の有効性・即効性・経済性などの視点に立ち客観的に分析を行ってきたが、その手法や活用方法について更なる検討を行う。
5 その他	II 財務状況の分析の経営課題⑤使用者の利便性の向上については、平成14年度から水道料金のコンビ二納付制度を導入し、使用者の利便性を図ったが、今後もクレジットカード決済の導入を積極的に検討し、使用者の利便性を高め、未収金の解消に努める。

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	II 財務状況の分析の経営課題②給与水準・定員管理の適正合理化について、平成11年度18名であった職員を平成18年度までに3名削減し、約3,000万円の人件費の削減を行った。水道事業単体でこれ以上の削減は難しいが、平成20年度以降の組織機構改革により更なる人員削減を検討し、平成23年度までに3名の減員を行い、経営の改善を図る。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	現在、一般会計から水道事業に対して出資金として繰入れているが、これは下水道工事の施工に伴い支障となる水道管の布設替えに伴う補償的な経費であり、財政補填ではない。水道事業については、経営状況も順調に推移しており、今後、企業債の償還、利子の軽減に努め経営改善を行う。
4 その他(維持管理費の削減)	効率的な工事について、仮設給水管のリース化、二次製品の直接購入等を行いコストの削減を図り、水道メーター・材料・薬品費等について県内各市の購入単価との比較を行い、入札・一括購入等を推進するとともに類似団体の材料等の購入単価状況を比較し経費の削減に努める。 また、平成16年度に市本庁舎で取得したISO14001を踏まえ資源使用量の削減を行うなど維持管理費等の改善を図る。

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Iの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:千円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計	
【収入の確保】														
	料金改定率													
	改善額(料金の適正化)※1													
	未収金の徴収対策													
	改善額													
	一般会計負担金の額													
	改善額(負担金の確保等)													
	資産の有効活用													
	改善額(収入増額)													
	その他()													
	改善額													
【経費の削減】														
1	職員給与費の適正化													
	職員給与費(退職手当以外)	127,483	120,593	131,290	107,601	104,062		106,138	103,484	96,225	81,984	81,779		
	改善額	5,215	12,105	1,408	25,097	28,636	72,461	-2,076	578	7,837	22,078	22,283	50,700	
	給与水準													
	改善額													
	その他()													
	改善額													
	職員給与費(退職手当)													
	職員数(人)	17	16	17	14	15		15	15	14	12	12		
	増減数(人)	0	-1	1	-3	1	-2	0	0	-1	-2	0	-3	
4	維持管理費等					114,843		116,154	112,067	109,463	110,989	105,439		
	改善額(適正化)							-1,311	2,776	5,380	3,854	9,404	20,103	
	工事コスト※2													
	改善額(縮減額)													
	その他()													
	改善額													
	累積欠損金比率	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		
	増減													
	企業債現在高	1,052,714	933,991	806,889	719,044	659,925		492,661	572,926	584,607	610,744	633,768		
	増減	-110,352	-118,723	-127,102	-87,845	-59,119		-167,264	80,265	11,681	26,137	23,024		
							計画前5年間改善額 合計	72,461					改善額 合計	70,803
													(参考) 補償金免除額	35,995

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

注3 ※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注4 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注5 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	28,883	28,701	28,498	28,299	28,032	28,025	28,162	28,097	28,061	28,112
年間総有収水量(千m ³)	3,484	3,370	3,365	3,319	3,208	3,144	3,080	3,065	3,050	3,035
公称施設能力(m ³ /日)	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000
1日最大配水量(m ³ /日)	13,476	12,538	12,866	12,884	12,496	12,246	12,222	12,197	12,173	12,148
最大稼働率(%)	56.2	52.2	53.6	53.7	52.1	51.0	50.9	50.8	50.7	50.6
供給単価(円/m ³)	121.1	121.0	121.3	121.1	121.3	121.3	121.3	121.3	121.3	120.7
給水原価(円/m ³)	119.0	117.1	117.2	113.6	117.4	117.0	108.8	107.4	103.8	102.5

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

簡易水道の上水道への統合については、市営簡易水道は25と多く、歴史的経過や地域特性などから困難を極めるが、経営の効率化による安定した水道事業体を築くため、平成21年度までに検討体制を整え平成23年6月までに結論をとりまとめる。